

平成 26 年 3 月 20 日

特定非営利活動法人
消費者被害防止ネットワーク東海
理事長 杉浦 市郎 殿

株式会社サイ
ウェルネス事業
部長

平成 26 年 2 月 17 日付「再申入書」に対するご回答

弊社が運営するウェブサイト「キレナビ」（以下「当サイト」といいます。）に関し、貴法人よりご送付いただいた平成 26 年 2 月 17 日付「申入書」につきまして、以下のとおりご回答申し上げます。

1. 医療広告規制について

医療広告ガイドラインにおいて、以下の 3 要件をすべて満たすものが医療広告としてガイドラインの規制を受けることとなります。

- ① 患者の受診等を誘引する意図があること（誘因性）
- ② 医業若しくは歯科医業を提供する者の氏名若しくは名称又は病院若しくは診療所の名称が特定可能であること（特定性）
- ③ 一般人が認知できる状態にあること（認知性）

当社では、株式会社トレンドーズが東京都福祉保健局へのヒアリングを踏まえログイン後にサイト閲覧ができるように改修を行った現状のサイト設計は

③「認知性」の要件を満たさないことから、キレナビは医療広告には該当しないものと考えております。

2. 価格表示について

自由診療であっても、当該クリニックでの通常価格は存在し、またクリニックのウェブサイト等においても確認することが可能であることから、景品表示法上問題ないものと考えております。

以上